

奈良県告示第四百三十一号

昭和五十六年七月奈良県告示第二百八十号（歳入の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一ただし書中「稗田県営住宅」の下に「天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅、纏向県営住宅」を加える。